

# 障害者差別解消 と紛争防止・解決

日本学生支援機構・令和2年度「障害学生支援理解・啓発セミナー」

2020年9月10日収録

川島 聡  
岡山理科大学経営学部

(絵：たなか慶)

# 本日話す内容

1. 障害者差別解消法の禁止する差別の基礎理解
  - 1-1. 不当な差別的取扱い
  - 1-2. 合理的配慮の不提供
  
2. 障害者差別解消法の禁止する差別の事例問題
  - 2-1. 事例問題 Part 1
  - 2-2. 事例問題 Part 2
  
3. 障害者差別解消法の求める紛争の防止・解決
  - 3-1. 社会的障壁の除去
  - 3-2. 紛争防止と紛争解決

# **1. 障害者差別解消法の禁止する 差別の基礎理解**

# 障害者差別解消法が禁止する2つの差別

障害者権利条約を締結するために



2013年 障害者差別解消法の成立  
2016年 // の施行

障害者差別解消法が禁止する **2つの差別**

- ① 不当な差別的取扱い
- ② 合理的配慮の不提供

# 障害者差別解消法が禁止する2つの差別

## 差別①：不当な差別的取扱い

→ **正当な理由**がある場合は、差別的取扱いをすることは許容される。

## 差別②：合理的配慮の不提供

→ **過重な負担**がある場合は、配慮を提供しないことは許容される。

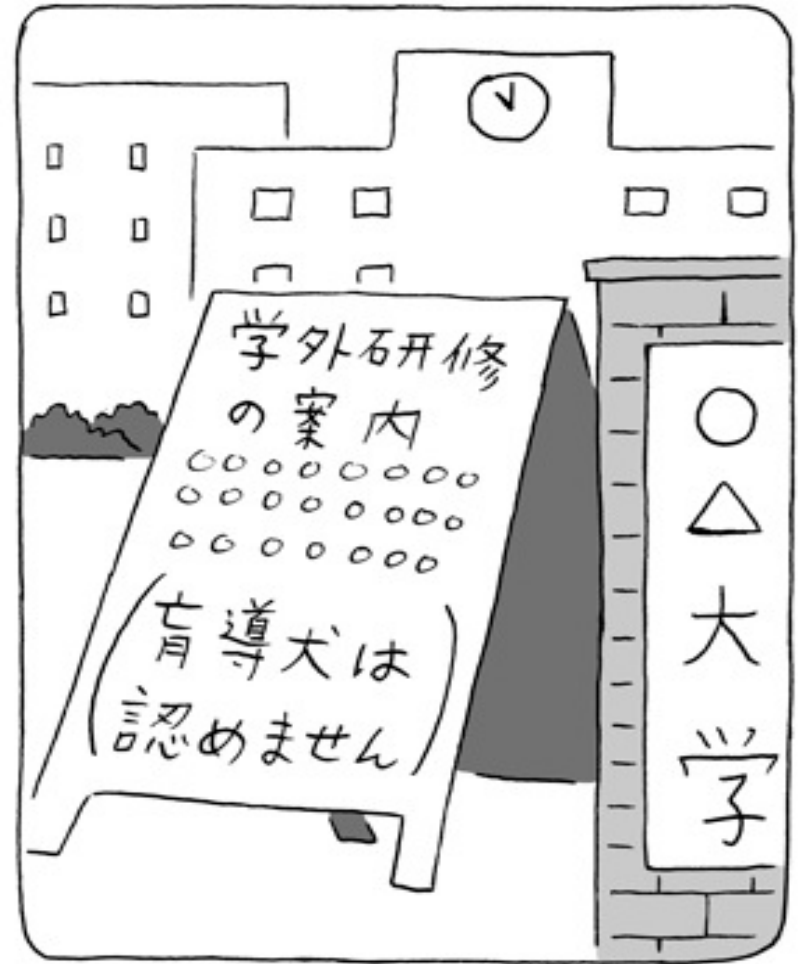
# **1 - 1. 不当な差別的取扱い**

# 不当な差別的取扱いは、直接差別を意味する



## 直接差別①

障害者だから参加できません



## 直接差別②

盲導犬の帯同は認めません

# 不当な差別的取扱いは、間接差別を含まない



自動車参加は認めません（間接差別）。ただし、「障害者に参加してほしい」とホッペでは思っている教職員が、いわば「隠れ蓑」として、自動車参加を拒否した場合は、**差別意図**があるため**直接差別**になりうる。



# 1 - 2. 合理的配慮の不提供

# 合理的配慮の内容は、7つの要素からなる

①個々のニーズ

②社会的障壁  
の除去

③非過重負担

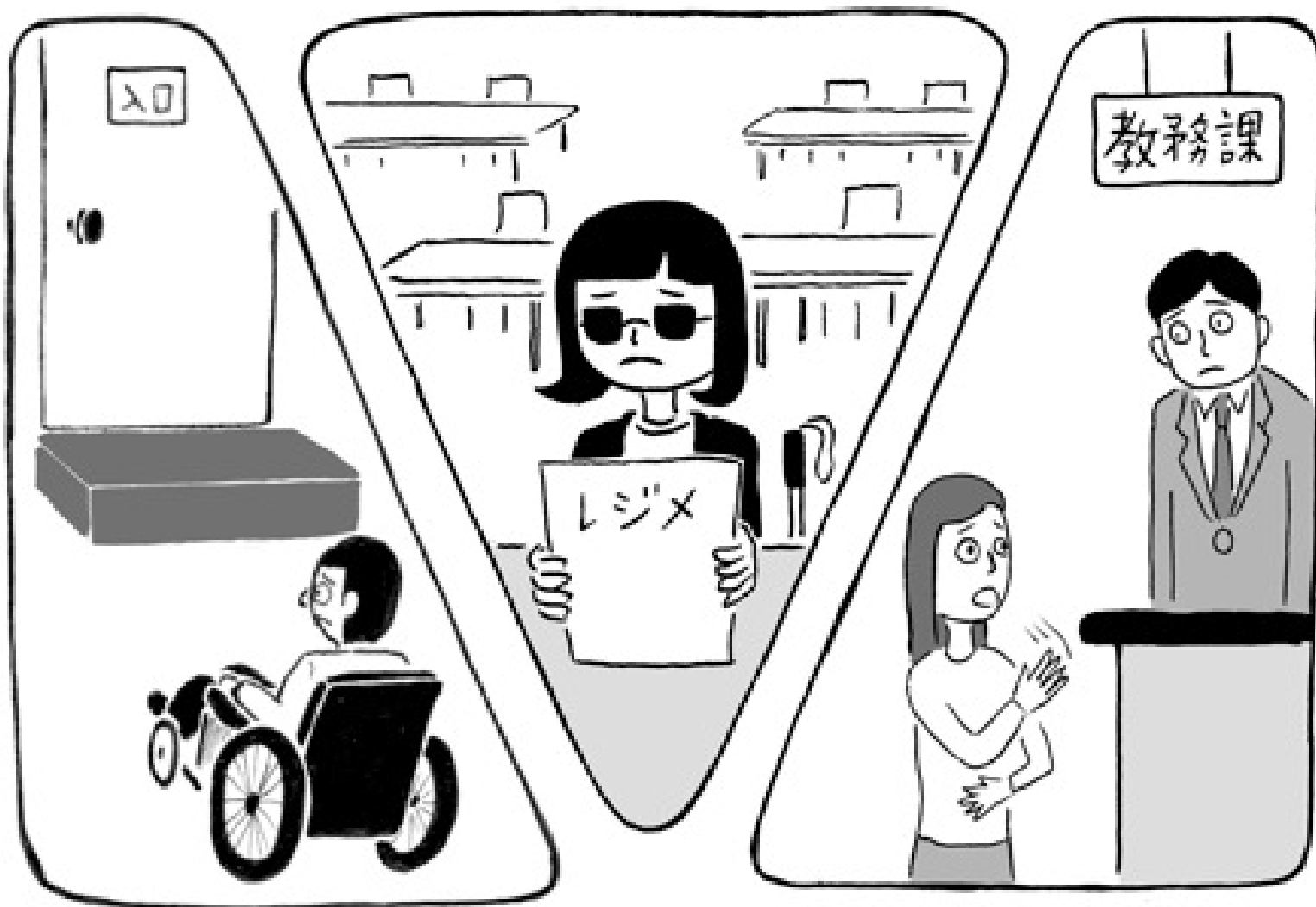
④意向尊重

⑤本来業務付随

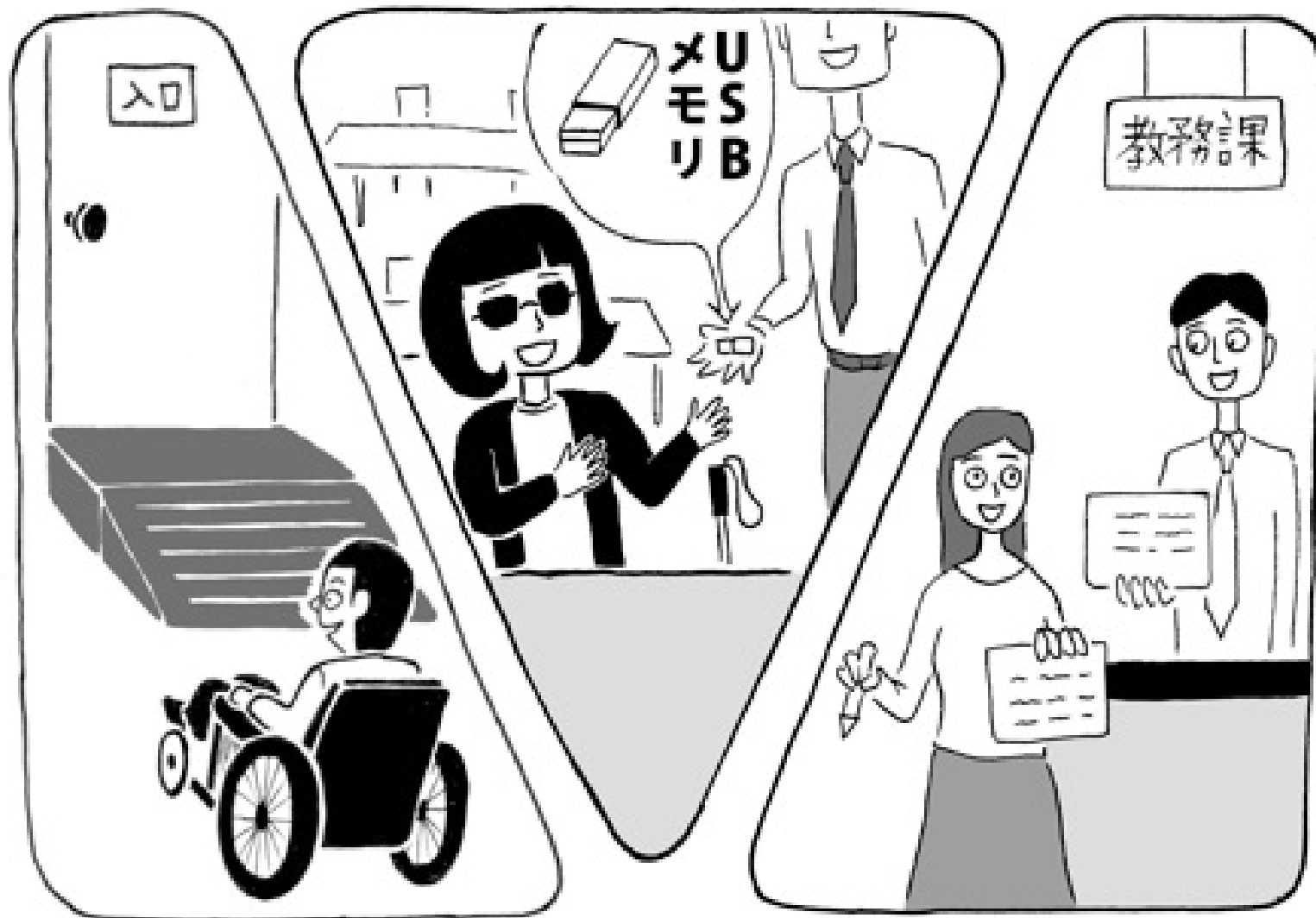
⑥機会平等

⑦本質変更不可

# ①個々のニーズ



## ② 社会的障壁の除去



### ③ 非過重負担



### ③非過重負担



公共交通機関と自転車による通学のみを認めている大学で、両下肢に機能障害がある学生が、**自動車通学と大学敷地内の駐輪場利用**とを希望した。大学は、自動車通学を認めたが、「大学敷地内に貸出可能な駐車場がないこと」などを理由に、大学敷地内の駐車場の貸出を認めなかった。この事例では、「**大学敷地内に貸出可能な駐車場がないこと**」が、とくに「**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）**」の観点から、過重負担にあたるか否かが問題となる。

#### ④意向の尊重



発達障害のある学生が、書くことと聞くことを一度にすることに困難さを感じており、教員にパワーポイントを出来るだけ紙の資料にして渡してもらうよう依頼した。この依頼は聞き入れられたが、教員がこの資料を他の学生がいる前で渡したため、この学生は、自分が特別扱いされているように思われるのではないかと不満（不安）を抱いた。そして、この学生は、教員が資料を渡す際に、その資料を封筒に入れることを求めた。**この学生の意向は、尊重され、採用された。**

## ⑤ 本来業務付随





## ⑥機会平等／⑦本質変更不可



文学部の受験を希望する者が、聴覚障害ゆえにリスニングが難しいため外国語科目での支援を問い合わせた。大学は、「リスニングやスピーキング以外の手段で学ぶということでは、学部の教育目標の到達を保障できず、リスニングやスピーキングはカリキュラム上は避けて通れないため、代替措置等の個別支援は不可能である」、と判断した。この事例では、受験生の要望が、**入試内容の本質部分を変更するか否か、他の受験生との機会平等を損なうか否か**が問題となる。

## **2. 障害者差別解消法の禁止する 差別の事例問題**

## 2 – 1 . 事例問題 Part 1

『聴覚障害学生サポートブック——18歳から学ぶ合理的配慮』（PEPNet-Japan編集、筑波技術大学発行、2018年）の第3章「事例編（梶山玉香執筆、川島聡監修）」より、  
必要な修正を加えて抜粋

## 事例1 (32-33ページ)

体育の授業で、バスケットボールの受講希望を出したところ、ホイッスルの音が聞こえなくて危険だから、聴覚障害学生は受講できないと言われた。「ホイッスルの音が聞こえなくて危険」は、**正当な理由となるか？**

「ホイッスルの音が聞こえなくて危険」は、**一般的・抽象的な理由ではないだろうか？ 正当な理由は、具体的・客観的に考える必要がある。**

## 事例2 (42-43ページ)

教員免許を取るための必須の授業で、映像を見てレポートを書く課題が出された。教員は、「映像に字幕がないので、君は平均的を加点する形で代替する」と、聴覚障害のある学生に伝えた。あるべき合理的配慮として、レポートを免除する措置を講じればよいか？

障害のある学生が映像をみてレポートを書く機会の平等を、大学が実現するための方策を探っているか、が問題となる。

### 事例3 (45-47ページ)

必修の授業で、英語のオーラルコミュニケーションがある。だが、この学生は、聞き取れないので、パソコンノートテイクをつけて学びたいと伝えた。しかし、教員は「それじゃオーラルコミュニケーションにならないじゃないか」として、断った。では、教員は、合理的配慮として、リスニングとスピーキングのない授業を提供すべきか？

この授業の本質が、「英語の音声を聞き取って声で話す」ことか、あるいは「英語を使って人とやりとりができる」ことかが、ここでは問題となる。

## 事例4 (48 - 49ページ)

学内で就職活動に関するセミナーが開催された。そこで、障害のある学生が、支援担当部署に情報保障者の派遣を依頼したところ、その派遣は授業を想定しているため、対応できないと言われた。では、就職セミナーは、大学の本来業務に含まれるか？

就職セミナーを含め、大学が学生一般に提供する教育サービスを楽しむ機会を、障害のある学生にも平等に保障される必要がある。

## 事例5 (50-51ページ)

障害のある学生が、学術英語のリーディング・ライティングを行う授業の受講を希望したが、教員は、授業時間中に参加しなくてもよいので、別の時間に1対1で対応し、単位を与える形はどうかと提案した。学生は、先生が自分のことを考えてくれ、ありがたい気持ちがある一方、パソコンノートテイクを活用しながら、みんなと一緒に授業を受けたいと思っている。この場合、教員は、どう対応すべきか？

学生本人の意向を最大限に尊重した配慮を模索し、学生と対話を重ねることが重要となる。



## 事例6 (53-54ページ)

この学生は、グループディスカッションの授業で、発言時にFM補聴援助システムのマイクを回してほしいと教員に依頼したが、教員から活発な議論ができなくなるので対応できない、と言われた。この依頼内容は、過重な負担にあたるだろうか？

マイクを回すと、過重な負担（授業の目的・内容・機能が損なわれること）になるか？つまり、「活発な議論」（議論の質）は、マイクをまわすことにより損なわれるか、が問題となる。

## **2 - 2. 事例問題 Part 2**

**合理的配慮と不当な差別的取扱いとの関係  
について考える**

## 合理的配慮と不当な差別的取扱いとの関係 1

障害学生が、入寮を希望した際に、寮でのヘルパーの利用を理由に、入寮を断られたという問題を考える。大学側がこの学生の入寮を拒否した理由とは、寮内へのヘルパーの立入が許可できないことなどであった。この問題は、合理的配慮の問題であるか、それとも不当な差別的取扱いの問題であるか。

どちらの問題でもある。過重負担などがなければヘルパーの立入を認めなければならない（合理的配慮）。過重負担などが無いにもかかわらずヘルパーの立入を認めず、障害学生の入寮を断れば、正当な理由は認められない（不当な差別的取扱い）。

## 合理的配慮と不当な差別的取扱いとの関係 2

英語の授業で、他の学生は指名をされているにもかかわらず、聴覚障害のある学生だけが、聴覚障害を理由に指名されず、悔しい思いをした、という問題を考える。この事例では、英語の担当教員は合理的配慮のつもりで、指名しないという対応をしたのかもしれない。しかし、学生の立場からは、その対応は障害を理由とした不当な差別的取扱いとなっている。このような問題が起きないようにするためには、どうすべきであろうか。

学生の意向を尊重し、学生と話合うべきである。障害学生の意向を聞かずに、対話もせず、教員の独断で配慮をしても、それは不当な差別的取扱いになってしまう場合がある。

# **3. 障害者差別解消法の求める 紛争の防止・解決**

# 障害者差別解消法の求める紛争の防止・解決

## 障害者差別解消法14条

「国及び地方公共団体は、…差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する**紛争の防止又は解決**を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。」

紛争の防止・解決の概念を、障害者差別解消法の目的や考え方に沿って理解しようとするのであれば、どのような点に注意すべきか？

→ **社会的障壁の除去**

## **3 - 1. 社会的障壁の除去**

# 社会的障壁

**障害者差別解消法の目的**は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」にある（1条）。

この目的の実現のためには、「日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している**社会的障壁を取り除くことが重要である**」（基本方針）。

**基本方針について：**

2015年2月24日に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」は、「障害者差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである」。



# 社会的障壁

## 障害者の定義（差別解消法2条1号）

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び**社会的障壁**により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」。

この障害者の定義は、「障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、**社会における様々な障壁**と相対することによって生ずるものとのいわゆる「**社会モデル**」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない」（基本方針）。

# 社会的障壁

## 社会的障壁の定義（差別解消法2条2号）

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」。

## 合理的配慮義務（差別解消法7条2項）

行政機関等は、障害者から現に**社会的障壁の除去**を必要としている旨の意思の表明があった場合において・・・社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）をしなければならない。

[8条2項は事業者の努力義務]

## **3 - 2. 紛争防止と紛争解決**

# 紛争

## 紛争の概念

「裁判沙汰＝紛争」は、紛争の一面のみを強調した極端な理解である。

紛争とは、両当事者が**対立した状況**で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスをいう（六本佳平『法社会学』有斐閣、1986年）。

**対立した状況**とは、例えば学生がエレベーター設置を希望しているが、大学がそれを希望していない状況（双方の欲求が同時に充足されていない状況）をいう。この状況で、自己の欲求の実現に向けて、相互に相手方に働きかけているプロセス（つまり要求・拒絶のプロセス）が**紛争**である。

# 紛争の防止

## 紛争の意義

障害学生分野の紛争は、障害学生の切実な問題の解消を大学側に要求し、認識させるプロセスであり、問題解消の契機になる、という重要な意義をもつ。

## 紛争の防止

そのような重要な意義があるため、紛争は、たしかに「防止されれば、それでよい」というものではない。では、紛争を防止する際には、どのような点に注意すべきか？

→ **社会的障壁の除去**

## 紛争防止の例

障害学生に対して、いわゆる「教育的指導」や「キャリア支援」という名目で、自助努力を求めて、よほどのことでないかぎり合理的配慮を要求しないようにと、大学関係者が要求・指導することは、紛争防止策となりえる。なぜなら、障害学生が、合理的配慮の要求を躊躇し控えるのであれば、そもそも紛争は発生しないからである。

→ この例は、障害学生をとりまく社会的障壁を除去する機会を奪い、障害学生の平等な教育機会を奪うことにつながってしまう。そのため、この例は障害者差別解消法が採用する紛争防止の考え方ではない。

# 紛争の防止

## 紛争防止のポイント

障害者差別解消法が大学に求める紛争防止の要点とは、障害学生の平等な教育機会の享受を、直接・間接に妨げる**社会的障壁**をあらかじめ取り除いておく（**事前的改善措置をとる**）ことにある。社会的障壁には、合理的配慮を申し出にくくさせているバリア、建設的対話を妨げるバリア、他の物理面・情報面・認識面のバリアなどがある。

## 建設的対話

学生の困難を解決するため、双方の意向と事情を考慮した上で、大学と学生が互いに協調するプロセスをいう。建設的対話を妨げるバリアの除去は、不要な紛争の防止・解決に資する。

# 紛争の解決

## 紛争解決の例

合理的配慮の要求に対して、大学側にスキルがなく、対応も悪く、紛争が起きた場合を考える。学生がその紛争の状況を苦痛に思い、納得しないままに、合理的配慮を我慢し諦めても、たしかに紛争がなくなったという意味では、紛争は解決されている。その不満で、学生が退学・休学しても、紛争が解決されていることに変わりはない。

→ この例にあるような紛争解決は、社会的障壁の除去による学生の教育機会の平等という観点からは、妥当ではない。紛争の防止と同様、「紛争が解決されれば、それでよい」、とは必ずしも言えない。



# 紛争の解決

## 紛争解決のポイント

障害者差別解消法が大学に求める紛争解決の要点とは、大学が、学生と建設的対話を行って、相互理解を深めながら、合理的配慮を提供することで、障害学生の平等な教育機会の享受を妨げる社会的障壁を除去することにある。

## 紛争の防止・解決のまとめ

障害学生の平等な教育機会を確保するために、社会的障壁を除去することで、不要な紛争は防止し、解決する必要がある。社会的障壁を除去する方法として、紛争防止は事前的改善措置、紛争解決は建設的対話による合理的配慮が、それぞれ基本的に重要となる。

# 日本学生支援機構の取り組み

日本学生支援機構は「**障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集協力者会議**」を設け、大学等が参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的に平成28年度から調査を実施し、『**「障害者差別解消法」に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集**』をHP上に掲載している。

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/kaiketsu/index.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html)

## 日本学生支援機構ウェブコラム

1～10回「一緒に考えよう！合理的配慮の提供とは」  
11～20回「こんなときどうする？障害学生支援部署の役割」

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/kaiketsu/column/index.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/column/index.html)

# 本日話した内容

1. 障害者差別解消法の禁止する差別の基礎理解
  - 1-1. 不当な差別的取扱い
  - 1-2. 合理的配慮の不提供
  
2. 障害者差別解消法の禁止する差別の事例問題
  - 2-1. 事例問題 Part 1
  - 2-2. 事例問題 Part 2
  
3. 障害者差別解消法の求める紛争の防止・解決
  - 3-1. 社会的障壁の除去
  - 3-2. 紛争防止と紛争解決

## プロフィール

川島 聡（かわしま さとし） 岡山理科大学経営学部准教授

新潟大学大学院現代社会文化研究科修了（2005年）。博士（法学）。東京大学大学院経済学研究科特任研究員、ハーバード・ロースクール客員研究員、東京大学先端科学技術研究センター客員研究員などを経て現職。内閣府障がい者制度改革推進会議（障害者政策委員会）差別禁止部会構成員（2010年-2012年）、公益財団法人人権教育啓発推進センター特別研究員（2013年-）、日本学生支援機構「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集作成協力者会議」協力者（2016年-）。日本障害法学会理事・事務局長、障害学会理事、全国障害学生支援協議会理事、岡山県人権政策審議会委員、岡山市バリアフリー推進協議会委員。

研究分野は、国際人権法、障害法。著書に『障害者権利条約の実施』（共編著、信山社、2018年）、『合理的配慮』（共著、有斐閣、2016年）、『障害法』（共編著、成文堂、2015年）、『障害学のリハビリテーション』（共編著、生活書院、2013年）、『増補改訂：障害者の権利条約と日本』（共編著、生活書院、2012年）、『障害を問い直す』（共編著、東洋経済新報社、2011年）、『概説 障害者権利条約』（共編、法律文化社、2010年）、など。